

平成 30 年 9 月 11 日

## 「画像選択がベースの簡単な作業でお金を稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

平成 29 年 12 月以降、「画像選択がベースの簡単な作業でお金を稼げる」などとうたい事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、「株式会社 ferix」（以下「ferix」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（虚偽・誇大な広告・表示及び断定的判断の提供）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

### 1. 事業者の概要（注 1）

名称	株式会社 ferix（法人番号 1011701021159）（注 2）
所在地	東京都新宿区天神町 68 グランディール 402
代表者	坂本 歩実

（注 1）商業登記されている内容です。

（注 2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

### 2. 具体的な事例の概要

#### (1) ウェブサイトで勧誘します。

ferix は、SNS<sup>1</sup>等の広告に「かんたん選択ビジネス」、「写真を選ぶだけで収入UP」などと掲載し、かんたん選択ビジネス（以下「本件ビジネス」といいます。）のウェブサイトに誘導します。

ウェブサイトには、

「画像選択がベースの簡単な作業なので機械操作が苦手でも稼げる」

「たった数秒間の作業でも 10 万円 20 万円 100 万円と現実的に稼ぐことが可能」

「今なら 5 万円誰でも受け取ってもらえます」

などと記載するとともに、収入に関する情報を得るためにはメールアドレスを登録する必要があるとして、消費者にメールアドレスなどを登録させます。

また、ウェブサイトには、街頭インタビューを受けた女性が本件ビジネスを体験し 10 万円の収益を得たとする動画が添付されています。

#### (2) 反響が大きいことをアピールするメールを送信します。

ferix は、メールアドレスを登録した消費者に対し、

<sup>1</sup> ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

「現在〇人待ちの状態です」

「1時間に2～3人ほどご案内させていただいておりますので、明日のお昼にはお仕事のご案内が出来るかと思えます。」

などと本件ビジネスの反響が大きいことをアピールするメールを送信し、その後、別のメールで本件ビジネスを申し込むためのウェブサイト（以下「申込み用ウェブサイト」といいます。）に誘導します。

**(3) 消費者に初期費用を支払わせませす。**

申込み用ウェブサイトには

「数分間の選択作業で簡単に10万円、20万円、更には100万円以上の収益だっ  
て見込めます」

「1日数分の作業で10万円～短時間現金化」

「本カリキュラムでは画像を選択することで100万円以上の収益が現実的に見込  
めます」

「今なら最大5万円キャッシュバック付き」

などと記載されています。

本件ビジネスの初期費用については

「12,000円だけで誰でもこのビジネスを始められます」

と記載されているため、消費者は、5万円のキャッシュバックがあれば、損をすることはないなどと判断し、初期費用を支払います。初期費用は、消費者によって異なり12,000円より低い金額の場合もあります。

ferixは、初期費用を支払った消費者に対し、情報商材（「かんたん選択マニュアル」という名称のPDFファイル）をメールで送信します。

情報商材には、閲覧者のニーズに合った動画を作成し、動画共有サイトに投稿して再生回数を積み重ねることができれば、確実に報酬が得られることなどが記載されています。また、ferixが消費者に提供しているGateway<sup>プラス</sup>という名称の動画生成管理システム（以下「Gateway+」といいます。）（注3）を使用すれば、既に用意されている画像を選択するだけで、誰でも簡単に動画を作成することができ、収益を上げることが可能となると記載されています。

**（注3）同名又は類似名の商品等と間違えないようご注意ください。**

**(4) 本件ビジネスを始めるために必要であるとして、消費者を電話説明の予約へと誘導します。**

情報商材には、

「かんたん選択ビジネスへの申込みに関しては担当者よりお電話にて説明させていただきます」

などと記載されています。

消費者は、本件ビジネスの説明を受けようと考え、情報商材に記載されたferixのウェブサイトアクセスし、電話予約フォームに電話説明を受けたい日時を入力します。

**(5) 消費者に電話で、高い収益を得るためには有料コースに入る必要があると執ように勧誘し、高額な料金を支払わせませす。**

ferixは、電話予約をした消費者に電話をして

「どうせやるなら 42 万円のコースにしませんか。年収約 500 万円は確実に稼げます。」

「家事の合間にポチポチやるだけで、1 か月後には 300 万円稼げますよ。」などと告げて、Gateway+ の使用方法に関する電話サポートなどを受けることができるとして 8 万円から 150 万円の有料コースに入るよう、執ように勧誘します。

消費者は、元は取れるものと思い込み、有料コースに申込み、コース料金を ferix に支払います。なお、どのコースに入るかは、消費者によって異なります。

#### (6) Gateway+について

ferix は、有料コース料金を支払った消費者に対し、Gateway+ の使用方法等を解説した PDF ファイルと共に、Gateway+ を利用するための ID 及びパスワードを付与します。

Gateway+ を使用すると、写真などの静止画像を動画に加工することができるようになっていきます。

消費者は、Gateway+ を使用して作成した動画を動画共有サイトに投稿するなどして、再生回数に応じた広告収入を得ようと試みますが、再生回数は個々の閲覧者の判断に依存するため、誰もが簡単に稼げるような仕組みにはなっていません。

### 3. 消費者庁が確認した事実

- (1) ferix は、消費者に提供していた Gateway+ の効果として、ウェブサイト上に「たった数秒間の作業でも 10 万円 20 万円 100 万円と現実的に稼ぐことが可能」、「本カリキュラムでは画像を選択することで 100 万円以上の収益が現実的に見込めます」などと記載していましたが、100 万円以上の収益を得た消費者は存在せず、これらの記載に合理的な根拠はありませんでした。また、ウェブサイトには、街頭インタビューを受けた女性が本件ビジネスを体験し 10 万円の収益を得たとする動画が添付されていましたが、当該女性は、消費者を演じるために雇われたモデルであり、同人が本件ビジネスを体験し、10 万円の収益を得た事実はありませんでした。(虚偽・誇大な広告・表示)
- (2) ferix は、消費者に対し、有料コースの電話勧誘時に「どうせやるなら 42 万円のコースにしませんか。年収約 500 万円は確実に稼げます。」、「家事の合間にポチポチやるだけで、1 か月後には 300 万円稼げますよ。」などと、確実に高額な収入を得ることができるかのように告げていました。(断定的判断の提供)
- (3) ferix の代表者は、廃業する旨を述べていますが、平成 30 年 9 月 10 日現在、同社の商業登記については解散登記も清算人選任登記もなされておらず、本件に関するウェブサイトもアクセスできる状態であり、今後も同様の消費者被害を引き起こすおそれがあります。
- (4) ferix 以外にも、インターネットビジネスに関する消費者からの相談は数多く寄せられており、今後、別の事業者が今回の事案と同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性が高いと考えられます。

## 4. 消費者庁からの皆様へのアドバイス

- インターネット上には、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いて、収益を得るために必要と称して費用を支払わせる業者が数多く存在します。このような表現をうのみにして、費用を支払ったものの、想定していた収益が得られなかったなどとする相談が数多く寄せられています。「誰でも簡単に稼げる」といった説明があれば、まずは疑い、甘い言葉に決してだまされないでください。契約をする前に冷静に考えましょう。
- 虚偽の体験談を用いて、誰でも簡単に稼げることをうたう業者も存在しますので、少しでも怪しいと思ったら、すぐに契約をせず、行政機関の注意喚起などの被害防止に有益な情報を活用してください。
- **取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。**  
**消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。**

【参考：本件に関連した消費者庁等による注意喚起情報】

発信者	件名	URL
消費者庁	「真似っこビジネス」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成30年7月6日公表）	<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180706_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180706_0001.pdf</a>
消費者庁	「月収50万円なんてコピーするだけで簡単に稼げます」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成30年4月26日公表）	<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180426_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180426_0001.pdf</a>
消費者庁	「あなたの写真が、今すぐお金に変わる！」などとうたい消費者に情報商材等の購入を持ちかけ、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成29年10月30日公表）	<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_171030_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_171030_0001.pdf</a>
国民生活センター	簡単に高額収入を得られるという副業や投資の儲け話に注意！－インターネット等で取引される情報商材のトラブルが急増－（平成30年8月2日公表）	<a href="http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180802_1.html">http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180802_1.html</a>

### 相談窓口のご案内

- ◆ **消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）**  
 電話番号 **188（いやや!）**
  - ◆ **警察相談専用電話**  
 電話番号 **#9110**
- ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先  
 消費者庁消費者政策課財産被害対策室  
 電話 03-3507-9187

「画像選択がベースの簡単な作業でお金を稼げる」などという、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

インターネット上の広告で自社のウェブサイトに誘導



体験モニターが10万円を稼いだ動画を添付

画像を選択することで100万円以上の収益が現実的に見込めます



自社のウェブサイトでこのビジネスの情報商材を販売

ビジネスの方法を説明するなどとして消費者を電話説明へ誘導



家事の合間にポチポチやるだけで、1か月後には300万円稼げますよ。



有料コース(8万~150万円)に加入させ、動画生成管理システムを提供



**静止画を動画に加工することはできるが、簡単に収益を上げることはできない**

○少しでも「おかしいな」と思ったら、  
消費者ホットライン(188)や警察(#9110)にお電話を!